様式１２（別表関係）

|  |
| --- |
|  |
| 施設の所在地　〒○○○－○○○○  長崎県佐世保市○○  事業開始年月日　○○年○○月○○  設置者　○○○○  管理者（施設長）○○○○  ◇ 開所時間  ◇ 定員  ◇ 保育内容・利用料金  ※変更があった場合は、当該変更の内容及びその理由も記入すること。  ◇ 保育従事者等の配置  ※法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第11項に規定する業務を目的とする施設は、設置者及び職員の研修受講状況を記入すること。  ◇ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。）  **提供する保育サービス** |
| ◇ 建物の構造  ◇主な設備  総延べ面積　　　㎡  **施設の概要** |
| ◇ 緊急時等における対応方法  ◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容  ◇ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額  ◇ 非常災害対策  ◇ 虐待の防止のための措置  **緊急時等の対応等** |
| 当施設は児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第５９条の２に基づき佐世保市への設置届出を義務付けられた施設です。  　　　　　※ 設置届出先　　佐世保市（子ども未来部保育幼稚園課）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （TEL　095６-２４-１１１１） |

※施設において必要項目が記載された独自様式を作成している場合は、同内容の掲示でよい。

（様式１２の記載例）

|  |
| --- |
|  |
| 施設の所在地　〒○○○－○○○○  長崎県佐世保市○○１－２－３  事業開始年月日　○○年○○月○○  設置者　○○○○  管理者（施設長）○○○○  ◇ 開所時間  ○ 月曜日～金曜日　○：○○ ～ ○：○○（延長時間帯 ～ ○：○○まで）  ○ 土日・祝祭日　○：○○ ～ ○：○○（延長時間帯 ～ ○：○○まで）  ◇ 定員  　 ３０名（０歳児5名　 １・２歳児１０名　 ３歳以上児（就学前まで）１５名）  ◇ 保育内容・利用料金  　 ○ 月極預かり　　＊＊＊円 ～ ＊＊＊円  　 ○ 一時預かり　　＊＊＊円 ～ ＊＊＊円  　 ○ 延長保育料金　　＊＊＊円 ～ ＊＊＊円  　 ※ 利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口まで  お問い合わせください。  　 ※ 上記料金の他、別途食事代（＊＊＊円）、おむつ代（＊＊＊円）等が  かかります。  ◇ 保育従事者等の配置  　 ○ 当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。  月曜日～金曜日  　 　○：○○ ～ ○：○○　８名（保育士６名　その他２名）  ○：○○ ～ ○：○○　４名（保育士３名　その他１名）  （延長時間帯）  土日・祝祭日  　 　 　○：○○ ～ ○：○○　８名（保育士６名　その他２名）  　 　 　○：○○ ～ ○：○○　４名（保育士３名　その他１名）  　 ○ その他調理員１名を配置しています。  ◇　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。）  　　無　・　有　（　　　　　　　　　）　（　○○県　：○年○月○日）  **提供する保育サービス** |
| ◇ 建物の構造  　 鉄筋コンクリート造り  ◇主な設備  　 ○ 保育室（２階○室）　＊＊㎡　　○ 調理室（２階○室）　＊＊㎡  （３階○室）　＊＊㎡　　○ その他　　　　　　　＊＊㎡  ○ 乳児室（２階○室）　＊＊㎡  総延べ面積　＊＊㎡  **施設の概要** |
| **緊急時等の対応等**  資格 緊急時等における対応方法  　 「○○保育園緊急時対応マニュアル」を定めています。  ◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容  当施設は、△△△病院と提携しており、お子様が急に発熱した場合や、  けがを負った場合にお連れすることとしています。  　また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年○回  の定期健康診断を実施します。  【医療機関】　△△△病院  【所在地】　〒○○○－○○○○　長崎県佐世保市○○４－５－６  ◇ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額   |  |  | | --- | --- | | 保険の種類 |  | | 保険事故  （内容） |  | | 保険金額 | ＊＊＊＊円 |   ◇ 非常災害対策  「○○保育園非常災害時対応マニュアル」を定めています。  ◇ 虐待の防止のための措置  「○○保育園虐待防止マニュアル」を定めています。 |
| 当施設は児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第５９条の２に基づき佐世保市への設置届出を義務付けられた施設です。  　　　　　※ 設置届出先　　佐世保市（子ども未来部保育幼稚園課）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （TEL　095６-２４-１１１１） |